

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に対する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に沿った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

- * 標準予防策：患者の血液・体液・尿・痰・便・膿などは感染の恐れがあるとみなして対応する方法で、これらの物質に触れた後は手洗いを励行し、触れる恐れのある時は手袋・エプロンを着用する。
- * 感染経路別予防策：伝染性、病原性の強い感染症患者に適用される方法で、標準予防策に追加される。

2. 院内感染対策委員会の設置および運営・管理

(1) 院内感染対策委員会 (infection control committee :ICC)

- 1) 委員会は当院で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、病院長の任命を受けて副院長を委員長とし、関係各部門責任者及びその他の構成員からなる院内感染対策委員会を設置する。
- 2) 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 3) 毎月1回定期的に会議を行い、それぞれの職種の専門性を生かし、協力しながら組織横断的に活動を行う。また、緊急時には臨時会議を開催する。
- 4) 委員会は院内感染対策部の医師、薬剤師、看護師、放射線技師、理学療法士、管理栄養士、介護士、介護支援専門員、事務担当者から構成する。委員長は前述の職員から病院長が指名する。

- ① 院内感染対策の検討・推進
- ② 院内感染が発生した場合の対応及び原因究明
- ③ 院内感染の発生状況のサーベイランス(監視)
- ④ 院内感染等の情報収集及び分析
- ⑤ 院内感染対策マニュアルの作成及び修正
- ⑥ 抗菌薬の適正使用による制御管理

(2) 標準予防策推進チーム

ケア部の委員会活動でより具体的な院内感染対策を職員一人一人に浸透させる活動を行うチームである。

- ① 院内感染に関連する職員の健康管理に関すること
- ② 院内感染防止に関する職員の教育・研修

3. 職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、年2回程度全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 職員研修を行った場合、内容・日時・出席者の記録をする。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 当院の感染症情報(週報)から院内検出菌を把握し、委員会に報告する。
- 2) 院内感染発生を疑われる事例が発生した場合は、発生部署責任者が感染報告ルートに従い各種の届け出や連絡を行う。
- 3) 院内感染制御チームは巡視を行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行い、院内感染対策委員会に報告する。
- 4) 院内感染対策委員会は発生状況について委員を通じ職員に速やかに対策を周知する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) サーベランスにより院内感染をいち早く特定し、迅速な対応が取れるよう情報管理を適切に行う。
- 2) 院内感染の原因特定の為、検出菌の種類や型等をフィードバックする。
- 3) 個々の感染症例は、主治医の指示及び院内感染対策マニュアルに沿って対応する。

- 4) アウトブレイク(集団発生)あるいは異常発生が考えられるときは、感染管理担当者に連絡し、原因排除および感染拡大の阻止に努める。
- 5) 院内感染対策委員会の判断により、面会の制限等が生じた場合は、迅速に処理する。
- 6) 報告が義務づけられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所及び宮若市 健康福祉課(介護医療院)へ報告する。

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。

ただし、それら以外の感染症(※)や、疥癬の発生など利用者等に蔓延するおそれのある場合も、保険者へ報告する。

※例(2024 年 5 月現在): 鳥インフルエンザ、レジオネラ症(4類)

感染性胃腸炎(ノロウイルス)(5類) 新型コロナウイルス感染症(5類)

なお、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

広く患者等へ当院の感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を当院のホームページに掲載し、公開する。

7. その他、当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- 2) 職員は、自らが院内感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患(インフルエンザ、新型コロナ、B型肝炎等)については、適切にワクチン接種を行う。
- 3) 患者・医療従事者共に必要なワクチンの接種率を高めるよう努める。
- 4) 職員は、感染対策マニュアルに沿って個人用防護具の使用、リキャップの禁止、職業感染の防止に努める。
- 5) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口(厚生労働省委託導 業)に FAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。

2008 年	1 月作成
2009 年	10 月改定
2012 年	1 月改定
2016 年	4 月改定
2018 年	4 月改定
2021 年	4 月改定
2022 年	4 月改定
2024 年	9 月改訂